

平成 27年（ワ）第 28号 表現の自由及び参政権侵害控訴事件  
 原告 岩崎 信  
 被告 延岡市  
 宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信

## 証拠説明書

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
103-1	原告と被告市議会職員との会話記録(録音データ)	平成25年12月10日	乙1号証は、原告の提訴後に捏造された事実。3回に渡り、「陳情書」であることが確認されている事実。	原告	写
103-2	103-1の書き起こし	平成25年12月10日		原告	写
104	請願書と陳情書	平成22年	「延岡市議会では、請願、陳情の取り扱いに違いはありませんが、委員会で審査した後、本会議で採択か不採択を決定し、その結論を請願(陳情)者へ通知するとともに、関係機関に送付し、処理を要請します。」と約束されていること。 <a href="http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/sonota/gi">http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/sonota/gi</a>	被告延岡市議会	写
105	平成23年度延岡市指定管理者選定会議の報告及び候補者の決定について(不開示の)	平成23年	平成 25年(ワ)第 137号の甲70号証 不法行為23-25 違法に情報公開されなかったこと。	被告	写
106	平成21年度延岡市指定管理者選定会議の報告及び候補者の決定について(不開示の)	平成21年	平成 25年(ワ)第 137号の甲71号証 不法行為26-27 違法に情報公開されなかったこと。	被告	写
107	諮問第30号 千葉県情報公開審査会の答申(5枚)	平成18年11月10日	「保健福祉局指定管理予定候補者選定委員会会議要旨」に対する部分開示決定について、千葉県情報公開審査会の答申。法人名は開示されるべきとの答申があったこと。 <a href="https://www.city.chiba.jp/somu/somu/seisakuhomu/shisei/documents/tosin25.pdf">https://www.city.chiba.jp/somu/somu/seisakuhomu/shisei/documents/tosin25.pdf</a>	千葉市情報公開審査会	写
108	千葉市宮崎スポーツ広場指定管理予定候補者選定要項(抜粋)	平成27年7月1日	申請者の提出書類は公文書として開示されることが明記されていること。おそれがあるという抽象的可能性だけでは、不開示情報には該当しないこと。指定管理者選定過程の透明性を図らなければならないこと。 <a href="https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/sports/document">https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/sports/document</a>	千葉市	写
109	宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領(抜粋)	平成26年7月	「応募者ごとの得点状況、審査概要等について開示する」ことが明記されていること。 <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp/somu/kense/gyose/documents/000161296.pdf">http://www.pref.miyazaki.lg.jp/somu/kense/gyose/documents/000161296.pdf</a>	宮崎県	写
110	神戸市立区民センター指定管理者 応募要領(抜粋)	平成 25 年 7 月	採点結果と応募のあったすべての団体名が公表されることが明記されている。 <a href="http://nadakuminhall.net/downloads/2013kobe_kumincenter_youryou.pdf">http://nadakuminhall.net/downloads/2013kobe_kumincenter_youryou.pdf</a>	神戸市市民参画推進局	写
111	新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者募集要項(抜粋)	平成27年7月	応募者名及び採点結果を公表することが明記されていること。 <a href="http://www.city.niigata.lg.jp/akiha/torikumi/shitei/oshirase/sit-eikannribosyu.files/yoko.pdf">http://www.city.niigata.lg.jp/akiha/torikumi/shitei/oshirase/sit-eikannribosyu.files/yoko.pdf</a>	新潟市環境部廃棄物施設課	写
112	八街市障がい者就労支援事業所指定管理者募集要項(抜粋)	平成23年8月8日	申請団体名は公表されることが明記されていること。 <a href="http://www.city.yachimata.lg.jp/siteikanrisha/fukusi/boshuuyoukou.html">http://www.city.yachimata.lg.jp/siteikanrisha/fukusi/boshuuyoukou.html</a>	八街市	写

113	平成 25年(ワ)第 137号表現の自由及び参政権侵害事件の記録にある甲75号証。(被告に送達済み) 平成24年度北川町市政連絡員(区長・自治公民館長)会議記録1年分(123枚)	平成24年 4月～25年3月	平成 25年(ワ)第 137号表現の自由及び参政権侵害事件の記録にある甲75号証。(被告に送達済み) 市政連絡員=区長・自治公民館長であること。市政連絡員=区長の会議が毎月、市役所で開かれていること。 市政連絡員=区長は市役所の下請け公務員であること。 全戸配布とされている情報が原告宅には配布されていないこと。差別されていること。1年間にこれだけの情報が原告宅には配布されていないこと。平成23年、24年、25年、26年、27年にも同じ分量の情報が原告宅には配布されていないこと。 16枚目32頁には、「平成24年度日本赤十字社・社資募集について(お願い)」と題する文書があり、「北川町総合支所市民サービス課」が文書作成者であり、集金場所である事実。延岡市長首藤正治が区長・班長に対して日本赤十字社の社資の集金を要求している事実。 被告が市民に対して回覧文書の回付労働を強制している事実。	被告	写
114	『不幸な国の幸福論』234～235頁	2009年11月	今の日本が「不幸な国」と呼ばれる理由は、憲法第十三条にある〈すべて国民は、個人として尊重される〉ということが、ほとんど空文になっている現状があるからであること。 市民的自由を奪われ、他者の自由尊厳を慮ることのできない公務員、裁判官が、個人の尊厳を蹂躪する行政、裁判をし、「不幸な国」と呼ばれる国にしていること。	加賀乙彦	写